

青森県外国人介護人材受入支援事業補助金に関するQ & A (R8. 8. 27 時点)

Q 1 補助事業のスケジュールはどうなっているのか。

A 1 以下のとおりで予定しています。

1 交付申請書の提出	事業者→センター→県	令和8年9月14日から令和8年10月30日まで
2 交付申請書の審査	県	
3 交付決定通知書の発出	県→事業者	令和8年11月中(予定)
4 実績報告書の提出	事業者→センター→県	・事業完了の日から起算して30日を経過した日又は令和9年4月10日のいずれか早い日までに提出 ・既に事業が完了している場合は、交付決定後、速やかに提出
5 実績報告書の審査 補助金額の確定	県→事業者	令和9年4月中(予定)
6 請求書の提出	事業者→県	令和9年5月初旬(予定)
7 補助金の支払	県→事業者	令和9年5月末日(予定)

*「センター」とは「あおもり国際介護人材センター」です。

センターでは、相談や書類の受付を行っています。(連絡先はQ18に記載)

Q 2 事業の実施期間はいつからいつまでか。

A 2 令和8年度は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとなります。

事業実施期間中に、介護施設等での就労を開始し、かつ、支払い済のものが補助対象となります。令和8年度中の支払いであっても、令和7年度に介護施設等での就労を開始した場合や、令和9年度に介護施設等で就労を開始した場合は、対象外となります。

Q 3 補助対象となる外国人介護人材を具体的に教えてください。

A 3 介護施設等ごとに、令和7年度の外国人介護人材(介護職員)の最大受入人数を超えて受け入れた場合が、補助対象となります。

例えば、令和7年度中に最大5人の外国人介護人材が就労していた場合、6人目以降の方が補助対象となります。令和7年度中の最大受入れ人数が5人であったが、その後、2人が退職し、令和7年度末時点で3人となった場合、令和8年度に2人受け入れても補助対象とはなりません。3人目以降が補助対象となります。

また、補助の対象となる在留資格は、経済連携協定に基づき入国する外国人介護福祉士候補者、介護、介護職種の技能実習生、介護分野における1号特定技能外国人の4つです。

なお、海外から入国して就労を開始した場合が対象です。他法人で就労していた外国人の受入は補助の対象外です。

Q 4 補助対象となる外国人介護人材は、介護職員としての勤務でなければならないのか。

A 4 介護職員としての勤務が対象です。

Q 5 青森県に介護事業所はあるが、法人所在地が他都道府県にある場合は対象となるか。

A 5 青森県内の介護事業所で就労を開始した場合は対象となります。

Q 6 申請は各事業所単位で行うのか。

A 6 交付申請や実績報告は法人単位で提出してください。

なお、書類は、補助対象者（法人）単位で記載する様式と補助対象事業所（介護施設等）単位で記載する様式と分かれております。提出の際は、補助対象者（法人）が、すべての様式及び添付書類をとりまとめの上、提出してください。

記載提出区分	交付申請	実績報告
補助対象者（法人）単位で記載する書類	・ 交付申請書（第 1 号様式） ・ 所要額調書（別紙 1） ・ 外国人介護人材雇用者名簿（別紙 4）	・ 実績報告書（第 8 号様式） ・ 精算書（別紙 5）
補助対象事業所（介護施設等）単位で記載する書類	・ 事業計画書（別紙 2） ・ 支出予定内訳書（別紙 3）	・ 実績報告書（別紙 6） ・ 実支出額内訳書（別紙 7）

Q 7 「令和 7 年度中の最大就労人数」は、どのように算出するのか。

A 7 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日の期間において、介護施設等に在籍していた外国人介護職員の数が最も多かった日（1 日単位）の人数となります。

Q 8 令和 7 年度中の最大就労人数をカウントするに当たり、法人間の異動や他法人からの移籍は、どのように扱われますか。

A 8 同一法人内の異動は、いずれか 1 つの介護施設等で集計し、重複計上しないようにしてください。

他法人からの移籍は、人数カウントの対象となります。

Q 9 外国人介護人材受入に当たり、住居を確保するための経費や生活に必要な生活用品等は、補助対象となりますか。

A 9 対象外です。別途定める「外国人介護人材定着支援事業費補助金」をご活用ください。

Q 10 毎月定例的にかかる、監理団体に対して支払う監理費や登録支援機関に対して支払う支援委託料等は補助対象となるのか。

A 10 補助対象外です。

Q11 「その他受入に要する初期経費」とはどのようなものが対象になりますか。

A11 当補助金の補助対象経費は、受入れ時に義務的に生じる経費が該当します。（例えば、技能実習生に支払う講習手当）その他の経費については、個別に検討しますので、申請前に御相談ください。

Q12 雇用契約締結し、支払いも済んでいるが、相手方の事情等により、介護施設等での就労開始に至らなかった場合は、どうなりますか？

A12 介護施設等での就労を開始していることが補助要件となりますので、補助対象外です。

Q13 令和8年度中に介護施設等での就労を開始した外国人介護人材に係る経費の支払い分が、令和7年度と令和8年度の両方あった場合、令和8年度の支払い分は、補助対象として認められるのか。

A13 補助対象経費として認められる令和8年度の支払い分は、補助対象となります。

Q14 介護施設等の職員が外国人材を迎えに行く必要が生じたが、その場合、職員に係る交通費等は対象になるか。

A14 本補助金は、外国人介護人材に係る経費が対象です。迎えのための経費や付添経費は、補助対象外です。

Q15 介護施設等で就労を開始したが、給料をもらうまでの間、介護施設等において、生活のための食料品等を購入したが、「その他受入に要する初期経費」として認められるのか。

A15 補助対象外です。

Q16 3人を補助対象として申請し交付決定を受けたが、3人のうち、1人の受入がなくなった場合、どのような手続きを行えばよいか。

A16 事業内容の変更となりますので、変更承認申請書（第2号様式）を提出してください。
介護施設等での就労が開始にならなかった場合は、支払いがあっても、補助対象外です。

Q17 交付決定後、外国人介護人材の受入がなくなった場合は、どのような手続きを行えばよいか。

A17 受入がなくなったことが判明した時点で、廃止承認申請書（第3号様式）を提出してください。

介護施設等での就労が開始にならなかった場合は、支払いがあっても、補助対象外です。

Q18 申請書類の書き方や提出書類がわからない場合は、どこに相談すればよいか。また、書類の提出先を教えてください。

A18 補助金の相談窓口は、「あおもり国際介護人材センター（TEL:017-752-6230）」ですので、そちらへご相談ください。

交付申請や実績報告の書類の提出先は「あおり国際介護人材センター」です。

申請書や実績報告書等の書類は、郵送で提出してください。（メールを送信することは構いませんが、確認漏れを防ぐためにも、紙に印刷したものでも必ず送ってください。）

<提出先>

〒030-0822 青森市中央3丁目20-30 県民福祉プラザ3階

青森県老人福祉協会内あおり国際介護人材センター あて